

外國條約事件

甲辨

石垣ハ新納利部開ハ五代才助高木ハ堀宗次郎ノ變名ナリ

薩州大隅日向三ヶ國之太守兼琉球國之領主島津家之全權石垣銳之助蒸氣艦之指揮及関研藏書役兼英佛ノ譯官高木政二白川建二郎是ニモソフラン列會シテ貿易ヲ欲シ國ヲ開クノ為ニ左ノヶ條ヲ談決スル也

第一ヶ條

歐羅巴人ノ内商社シテ薩摩ノ領分ニアル金銅鉄鉛等ノ山ヲ開キ或ハ種々ノ鉄工武器ヲ製造シ又ハ絹綿茶蠟煙草等ヲ製スル諸機關

ヲ組立有益アル歐羅巴之産物ヲ入輸シ國ヲ富スニ要用ナル機関ヲ開クノ商社ヲ立ンカ為モンフラン會盟シテ是ヲ助テ以テ其益分ヲ得ルノ算ヲ以テ配分スル也

第二ヶ條

モンフラン是ニ會盟シテ萬事ノ世話ヲ成スシテ諸件ヲ可頼也

第三ヶ條

利潤ハ商社之出金高ニ應シ配分シ損アル時モ又夫ニ準ス可シ

第四ヶ條

諸商社ヲ開キテ後益分元金ノ二倍ヲ得シ時ハ其機関薩摩ニ屬スル也

第五ヶ條

薩摩領内ニ造營スル所諸製造場毎ニ壹兩人之勘定役ヲ置諸出入嚴重ニ取調ヘシ

第六ヶ條

於薩摩軍艦大砲其外要用ノ諸件ヲ訛候節之所置又ハ貿易ノ為設ケル處之規定ニ至ル迄皆モンフランニ寄托スヘシ

第七ヶ條

琉球國之内十八運天大島之内名瀬此三港ヲ
手始トシテ開キ追々商社成ルニ隨ヒ曠大十
ル所置モアルヘシ

第八ヶ條

此商社ヲ組立シ上ハ互ニ他之商社ヲ組立ハ
カラス

第九ヶ條

宗門旨條其國ニ用ル處ノ宗旨アルハ我カ宗
旨ヲ主張シテ弘ルヘカラス又アルヘシノ輸入

ヲ禁スル也

第十ヶ條

千八百六十七年於巴理斯展觀所國産良好之
諸品出シ事ヲ欲セハ商社ニ談シ又是ヲモシ
フランニ寄托スベシ

第十一ヶ條

此約條書ハ日本及英佛三ヶ國之語ヲ以認互
ニ取替可致候勿論同文同意也トイヘトモ英
文ニ可基也

第十二ヶ條

右約條書之同案貳通ヲ相認シ證人之目前ニ
ヲヒテ商社會盟印鑑シテ互ニ取替置モノ也
於プロスール千八百六十五年第十月十五
日

日本慶應元年乙丑八月十六日

石垣銳之介印
關 研 藏 印

Comte des cantons de

Montblanc Barron d'Ingenieur

外比義政府ヨリ證人共人會証ス

白耳美

乙條

慶元十一年

於巴理斯千八百六十六年第二月

白耳美

我日本慶應元年乙丑十二月比義國王商

社再約條書和英佛三通之内

一於プロスール千八百六十五年第十月十五日工

トワルトンダレル及ヒアルソルニリス両君

ノ目前ニ於テ契約セシケ条ニ左之變革及増

補之約ヲ成ス

第一ヶ條

商社建立之為開タル諸港及諸市街ニ於テ

高寺編年

外國人民貿易ヲナスノ望_レヲハ其政府ヨ
リ公然ニ願_フナシ規則ニ隨_フトキハ免ス
ヘシ

第二ヶ條

千八百六十五年第十月十五日契約十二ヶ
條ヲ約シタリ然ルニ第三ヶ條第四ヶ條ヲ
變シテ次之ヶ條ヲ加ル也

第三ヶ條

薩隅日三州之國主琉球國領主使之為ノ前
廣(廣)コントテモンフランニ命シテ商社誓盟

之儀ヲ專任スルノ契約ヲナシ亦コントテ
モンフラン及社中之出銀ハ上海普通之利
金及口錢ヲ以テ右契約之原主トナシ同人
取扱ヘシ

第四ヶ條

此四ヶ條之加補契約ヲ三通ニ取認同文同
意ナリトイヘトモ英文ニ可基為其巴理斯
ニ於テ千八百六十六年第二月三日同社中
名判スルモノナリ

大日本慶應元年乙丑十二月十九日

石垣鏡之助
關研藏

三ノト
モシ
フラン
下

丙號

(四七四十五)

一砂糖製法蒸氣機械關五ツ位

右ハ琉球屬島之内ニ組立既ニ製法相開居候同様之機關ニシテ歸朝之上繪圖可相送候

一紙製蒸氣機關

右ハ當時於歐羅巴專要スル処ノ機關相開度候

一木綿紡織機關

右ハ此節於英國致訛文既ニ四ヶ月之後ハ

成就我朝へ積送候筈ナリ依之比義商社盟
誓之上ハ英商人ヨリ差出候勘定書ヲ以テ
商社中へ可差出候間右機關代ハ追テ商社
中ヨリ御出銀可給候

一麻及真綿紡績機關

右之内紡績ハ英國ハリヘツクスヘーレン
人ノ商社ニ有之同様之機關ニシテ麻及ヒ
真綿ヲ随意ニ紡候并利之機關也織機ハ歸
朝之上見本可差送候間御吟味可給候

一修船機關

右ハ鉄箱ヲ水底ニ沈メ船適宜ニ相居候テ
水底鉄箱之水ポンプヲ以テ拔取船浮上候
時船底ヲ塗カヘ修覆スルナリ尤モ此機關
ヲ相開時ハ我朝之蒸氣船三十五六艘アリ
トイハトモ一ヶ所モ修補場ナシ故ニ年月
無休閑修船スルナレハ曠大之利益也

一蠟製法機關

右ハ我薩隅之産蠟年々英斤七十万封度餘
アリ故ニ此機關ヲ開ク中ハ曠大之利益アリ

一日本國中之物產何品ヲ不論
諸品ヲ買圖ノ商社中へ相渡
算面利分スベシ
損益ハ分明之

右七ヶ條ハ尤モ要用有益
共歸朝之上ハ速ニ使節差立
依之彌何月ニ使節可差出段
ハ商社中最早盟誓相成候事
ヶ條ノ機關ハ早々調文等製
作御取掛給度候
件トシテ拙者
商社盟誓可致候
御掛合申越候ハ
相心得前件七
動物館

右ハ我朝之國民尤モ珍重スル事ニシテ財

ヲ不厭見物スヘシ依之大坂之地ニ開時ハ
我朝ノ中央ニシテ見物之
大之有益アリ
負賤究テ多ク曠

一川堀蒸氣機關

右者我朝大坂之地ハ餘多之流川有之日々
教百艘之商船出入ス然ルニ川下流沙シテ
瀕淺シ故ニ大坂街中之商民曠大之金ヲ出
シ流沙ヲ掘テ出入ノ商船ヲ糸ナラシム故
ニ此機關ヲ用ヒ候ハ易ク流沙ヲ掘リ年
々商民ノ出銀ヲ取時ハ曠大之有益ハ勿論

第一國民之大幸ト成ヘシ

一蒸氣飛脚船大形外車一艘

右ハ我朝九州四國中國ヨリ大坂へ往来ス

ルモノ日々數百人是迄我朝ノ小ナキ風帆

船ヨリ往復スル事ニテ依順季ハ此英國里

法貳百五六十里ノ内海ヲ十四五日之日數

ヲ費シ甚以テ不便ナリ依之蒸氣飛脚船ヲ

以テ急便スル時ハ國民ノ良幸ハ勿論曠大

之有益アリ

一大坂ヨリ京師迄ノ蒸氣車及ヒテイガラフ

但英國里法凡貳十五里ノ間平地ニシテ間

ニ小橋ヲ渡ス而已「テイガラフ」ハ新發明之

文字ヲ打出ス機關ヲ要ス

右大坂ヨリ京師迄之通路ハ流砂有之小キ

川船ヲ以テ往来ヲ并ス京地及ヒ伏見之人

口凡百七八十萬日用ノ萬物盡ク大坂ヨリ

シテ送り并ス則佛國之「ア」ブルマルセル

ラノ如シ其他京師ハ我朝ノ中央ニシテ東

西南北ノ遊客常ニ多ク殊キ多ク殊ニ近年

諸大名江戸ニ不行京師ニ集會スルガ故ニ

追々繁榮驚クニ堪タリ毎日往來スル處ノ
貴賤一萬ニ不下蒸氣車ヲ開時ハ地代等下
直ニシテ無數之出金ニ不及曠大之有益ハ
勿論普ク國民之蒙味ヲ開ク良策タルヘシ
詳成ハ歸朝ノ上取調ヘ可申述也
右四ヶ條ハ我朝形勢次第可成速ニ相開キ
申度候

一造船局

一小銃製作局

一大砲製作局

一米搗機關

一鋸機關

一フランド製局フランドネルキ

右六ヶ條未年ヨリ先キ可成速ニ相開キ度候

一鉄製局

一金山

一銅山

一錫山

一石炭山

一鉛山

右六ヶ條商社盟誓之上、實學之達人ヲ相
雇ヒ國中普ク點檢シテ其場所ニ應シ至當
ノ業ヲ可相開候

右ハ比義國ト諸機關ヲ開キ或ハ貿易ヲイタ
スノ商社ヲ營シカ為メ先達ヲ大粗ノ内條約
取替置候得共緩急之別不詳候付此節右之通
順序取究置候左候テ相洩シ候儀ハ迄々商社
中へ御談判可申述モノ也

薩州歐行係書役

日本慶應元年乙丑十二月廿二日

関 研 藏

西曆千八百六十六年第二月六日

右同全權

石垣鏡之助

コントテモンフラン殿

英國ト結約ノ書

（慶元三年）

薩隅日三州兼琉球國太守家老全權石垣銳之助
海軍指揮役関研藏目代トシテ「コントテモン」
ラシヘ託シ別紙軍艦訛文ヲ約シ代拂之儀者專
任ス又別紙諸機關ヲ開ク商法ヲ營ン事ヲ同人
ヘ委任シテ取扱シムルモノナリ

日本慶應元年乙丑十二月二十二日

西曆千八百六十六年第二月七日

石垣銳之助

信守編年介

關 研 藏

鐵制軍艦訛文證書

一船積千八百五十噸

一蒸氣馬力三百五拾足

一長廿貳百貳十尺

一幅四十貳尺

一鉄板厚サ水平線緊要之處

インチ半夫ヨリ

三インチ迄

一樺板厚サ九インチ位

一圓形砲臺貳ヶ所

但一ヶ所大砲貳門ツ、

一大砲四挺

但三百封度口込之「アルムストロンクニシ

ヲ玉藥ハ實彈着發彈其外歐羅巴普通之

規則通相添

一帆柱ハ船長コールス之發射ニシテ船塀迄モ

起伏スル趣向ヲ要ス

右者未利堅戰爭中南方ヨリ英國ホルキン

ヘツト造船家へ訛文イシシ成就之上既ニ

可差送之處英政府ヨリ差止ノ當分英國之
軍艦タリシ船名コイワエルンヲ我朝適宜
之軍艦ト相考ヘ至極懇望ニ付此艦ヲ以取
調候併船之大小ニ依テ代金之多少ニ相
候事候間至當之御改正給候儀ハ委任イ夕
シ置候左候テ代拂之儀ハ比義商社盟誓之
上相當之利足ヲ以五ヶ年賦品物又ハ現金
ヲ以可相拂候付精々速ニ製造致シ候様御
訛文給度為後證如件

日本慶應元年乙丑十二月二十二日

西曆一千八百六十六年二月七日

關研藏

石垣銳之助

コントデ白山殿

紡織取扱人ホ一ハ雇ヒ書之事

(廣二、四)

薩摩之大守要用之為木綿紡織機関御領地之内
 へ御被建ニ付拙者右司長夕々旨承諾イ夕シ候
 一ヶ年洋銀八千枚御宛行被下候段難有仕合就
 于八千八百六十六年第一月一日ヨリ右高一ヶ
 年四度ニ御割渡被下度左候ノ居住所之儀適宜
 之場所御設被下候家財食物ハ自分失脚可仕候
 此約條八千八百六十七年第一月三十一日迄
 二ヶ年終ルナリ其後ハ双方之相請ニ寄テ一ヶ年

宛之約條ヲ改ムヘシ故ニ双方書札取替置候モ
ノ也孰テハ諸機關成就迄ハ英國へ罷在候リ、
右機關組立之期ニ至リ要用ナリルヘシ隨テ英
國滯留中前文之御宛行過分ニ被思召テ御減少
相成候テモ故障無之此儀ハ貴下之決鎮へ任ス
ヘシ然ル時ハ日本國へ出船之間ヲ以右約條ヲ
取行之日限ニスヘシ拜具

イーホーム

(慶元三十九ノ二)

今般家臣家老全權石垣鏡之助蒸氣船ノ指揮役
關研藏歐羅巴周歷中ハ種々懇切ヲ請國家開成
ノ大策教示盡力給候段逐一致承達候就テハ我
等壹人ノ良幸ニアラス國民一般ノ大幸不過之
忝存候則内條約イタシ置候通都テ無相違為可
取行當年八九月頃使節可差出候條此末不相變
御援助給候様偏ニ希候於事業ハ家老中連判之
證書ヲ以可申述也

年号月日

松平修理大夫

コントデモンフラン

御書判

御時録轉所

各國王主へ御遣御書面九ヶ國九通

(同七ノ四十五)

松平修理大夫源茂久総琉球國主薩摩大隅日向三州ノ國主神ノ仁惠ニ依テ殿下ニ報告ス各國政府及ヒ國民ノ為ノ和親一致ハ授惠成事ト按知スルカ故吾等ノ全權家老岩下佐次右衛門ヲ殿下ニ贈テ和親懇意ヲ結ハシム右岩下成者ハ我等存意充分了解スルカ故無疑雙方ノ満足タル事ヲ事務トスヘシ殿下願クハ右之者ニ免シテ信用有ルヘキヲ希ナリ故ニ和親ヲ營ム

高寺編年所

ノ基本カソ吾等希望スル事件委細殿下ニ報告ス

薩摩大隅日向

兼琉球國

政府

太守

松平修理大夫

茂久

家老

桂 右衛門

小松 帶刀

島津 伊勢

川上 但馬

右書付使節所持相成居入用之節ハ諸人一見セ

シムルモノ、ヨシ

松平修理大夫源茂久総琉球國主薩摩大隅日向國主神ノ仁惠ニ依リ次ニ書載スル懇親ノ事件ヲ諸民ニ報告ス各國政府及國民ノ為親睦便益ハ尤希望スル處ナルカ故我等ノ國內ヲ開テ外

國ト和親ヲ結ン事ヲ欲ス因テ使節家老岩下佐
次右衛門ニ委任シテ諸件ヲ取扱シム委曲ハ我
等名判セシ政府ノ書翰ニ記ス如ク右岩下充分
ノ全權ヲ任シテ歐羅巴各國殿下ノ全權ニ
トシト諸件ヲ應接シカシ議定シ我等希望スル
和親懇意ヲ結ヒ契約ニ名判シ決定スルノ勢權
ヲ專任スル者也

肩書同断

政府

肩書同断

御名

御名素

日本慶應二年十月

御家老四人

連名

モンフランへ

於歐羅巴和親懇意ヲ結ハンカ為メ差送ル使節
家老岩下佐次右衛門ヲ使扶助スヘキ副使コン
トラスカレトシ又デモンフランハ口レテイレ

ケルマストルへ命シ諸件ヲ吟味スルノ評議職
ヲ委任スルモノナリ

右ヲ證センカ為メ日本慶應二年十月公然
ル赦免状シテ茲ニ名判スル者ナリ

肩書同断
政府

肩書同断
御名

御名乗

日本年号月日

御家老四人

御連名

我等為目代家老石垣鏡之助指揮役関研藏コ
トテスカンデモンフランハロソオフインゲル
マストルト既ニ契約セシ次ノ条々吾レ及ヒ全
權一同披見シ承諾ス

一千八百六十五年第十月十五日

日本慶應元年八月廿六日

プロツスルニ於テ取結ヒシ契約

前載
甲第

乙號

一千八百六十五年第二月三日

日本慶應元年十二月十九日

右契約増補ノ件々

一千八百六十六年第二月七日

日本慶應元年十二月廿二日

於巴理斯名判セシ契約及シ同日名判セシ契

約

右教通書付議定センカ者家老岩下佐次右

衛門ナルモノ右ノ全權ヲ我等名判スルモ

ノナリ

丙號

又以來共コソントテカトンスモンアラ

シ寄托シテ諸件ヲ委任スルモノナリ

右ヲ證センカ為日本慶應二年十月則當日

名判シ公然ニ免許スルモノナリ

肩書

政府

肩書

御名

名乘

日本慶應二年十月

御家老四人

御連名

各國ミニストルへ九通

(日七、早五)

前書同文此ヨリ觀覽スル諸人へ次々条ヲ報告

スルナリ

コントテスカントンステモンフランへ諸件寄

托スルヲ希望スルガ故我名刺セシ免許状ヲ渡

ス因テ使節家老岩下佐次右衛門ヲシテ歐羅巴

ニテ我等ノ全權トシコントニスカントンモン

フラント共ニ諸件ヲ談シ又同人へ委任セシ名

ノ事件ヲ議定シカツ名判スルノ勢權ヲ任スル

モノナリ

右ヲ證センカ為日本慶應二年十月則當日名

判セシ免状ヲ取仕建渡スナリ

肩書

政府

肩書

御々

御名乗

島寺前屏斤

日本慶應^{三年}十月

御家老四人

連名

田中義輔所

.....

本資料は、大阪商工会議所所蔵の「五代友厚関係文書」収録資料のうち、お問い合わせの多いものを抜粋し公開するものです。

資料を複製使用する場合は、あらかじめ申請書を提出し許可を受けていただく必要があります。

手続きにつきましては、下記事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

【事務局】大阪商工会議所 大阪企業家ミュージアム

〒541-0053 大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 B1F

TEL 06-4964-7601 FAX 06-6264-6011

museum@osaka.cci.or.jp

.....